**個人住民税に関する税務事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の一部変更（案）についてのパブリックコメント実施結果**

本市では、平成２９年３月１０日から同月２３日までの期間、「個人住民税に関する税務事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の一部変更（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。

いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

１　意見総数　　１件（１人）

２　いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

・提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。

・一人の御意見で複数項目ある場合は、項目毎の回答としています。

・一部変更（案）の内容に直接関連しない御意見は掲載していません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 意見項目（要旨） | 市の考え方 |
| １ | ・平成２９年度市民税・県民税特別徴収額の決定･変更通知書（特別徴収義務者用）に、個人番号を記載しないことを求める。・地方税法施行規則等の一部を改正する省令の第３号様式変更の撤回を政府、総務省に申し入れることを希望する。 | ・いわゆる番号法第１９条第１号の規定により、個人番号利用事務実施者は、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供することができます。この規定に基づき、特別徴収に関する事務において個人番号利用事務実施者である市区町村は，地方税法第３２１条の４第１項の規定及び地方税法施行規則第３号様式により、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額の決定・変更通知書を送付することになります。・マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目指す上での社会基盤となるものでありますことから、国に対して、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の第３号様式変更の撤回を求める考えはございません。御理解を賜りたいと存じます。 |